

平成24年4月から

「子ども手当」が「児童手当」になりました

名称は変わりましたが、手当月額はこれまでと変わりません。

なお、今回はみなし認定の規定により、平成24年3月末まで子ども手当を受給していた方は、手続不要で引き続き児童手当を受給できます。（6月の現況届は必要です）

年 度		平成23年度	平成24年度	
支給対象月		2・3月	4・5月	6月以降
手当の名称		子ども手当	児童手当	
支給額	3歳未満	15,000円		
	3歳以上	第1・2子	10,000円	
		第3子～	15,000円	
	中学生	10,000円		
所得制限以上の方の児童		所得制限なし	一律5,000円	

支給対象

15歳到達後最初の3月31日まで（中学校修了前まで）の児童を養育している方

支給開始月

認定請求をした月の翌月分から支給されます。（転入または出生日の翌日から起算して15日以内の請求が必要です）
 （例）5月31日に出生した場合、6月15日まで届け出れば、6月分から支給できます。（市役所の休業日も15日に含まれますので、ご注意ください）

支払時期

4か月分ずつ年3回に分けて、指定口座に振り込みます

所得制限

平成24年6月分の児童手当から、所得制限が適用されます。
 所得制限以上の方には、「特例給付」として、対象児童1人につき、一律5,000円/月を支給します。

申請について

次の方は手続が必要です。
 出産された方
 加東市に転入された方
 対象児童を新たに養育されるようになった方（受給者変更）
 市外に転出される方
 さまざまな理由でお子さまを養育されなくなった方
 申請先 各庁舎窓口センター

問い合わせ

福祉部子育て支援課
 （社庁舎）
 ☎ 43・0408

所得制限限度額表

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

6月振込のお知らせ

6月の児童手当（2・3月分は子ども手当）は6月8日（金）に振り込みますので、通帳等でご確認ください。

現況届の提出をお忘れなく

児童手当を受けている方は、6月1日～30日の間に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。（提出が遅れると6月分以降の手当が支給停止となります）

5月分まで手当を受給され、6月以降も引き続き受給される方には、市から必要書類をお送りしますので、期間内に届出をお願いします。

まだ間に合います！ 平成23年度子ども手当の申請

平成23年10月から、子ども手当の支給要件などの変更が行われたことにより、それまで子ども手当を受給されていた方も、新たに子ども手当の申請をする必要があります。その申請期限が、**平成24年9月30日（窓口受付は9月28日）まで延長されました。**

期限までに請求いただいた方には、平成23年10月から平成24年3月分までの子ども手当が支給されます。

申請がお済みでない方は、至急手続をお願いします。

申請書類は、子育て支援課（社庁舎）各庁舎窓口センターにあります。

